

本学の全構成員 殿

国立大学法人福岡教育大学長
飯 田 慎 司

国立大学法人福岡教育大学における啓発活動の実施について（重要通知）

国立大学法人福岡教育大学における公的研究費の適正管理に関する規程（以下、「規程」という。）第24条第2項の規定に基づき、啓発活動の実施については、下記のとおりとしますので通知します。

記

1 啓発活動の目的

本学構成員の意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土を形成することを目的として実施するものであり、コンプライアンス教育と併用・補完することにより、組織全体での取組について、その実効性を高めるものである。

2 啓発活動の対象者

全構成員

3 啓発活動の実施時期

四半期に 1 回程度

4 啓発活動の内容

統括管理責任者が策定した実施計画に基づき、次に掲げる内容の中から実施する。

- (1) 研究活動上の不正行為防止ハンドブックの配布
- (2) メール等を活用した配信記事による周知
- (3) 啓発のためのリーフレットの配布
- (4) 啓発のためのポスター掲示
- (5) その他、統括管理責任者が必要と認めた取組

5 啓発活動の周知

啓発活動の実施状況や効果については、役員会、教授会等において随時周知を行い、構成員の意識の向上と浸透を図るものとする。

(担当部署) 連携推進課 電話:0940-35-1251 E-mail:research@fukuoka-edu.ac.jp
